## 使用前確認申請書の記載内容変更について

東北電原設第10号2023年9月28日

原子力規制委員会 殿

仙台市青葉区本町一丁目7番1号 東北電力株式会社 取締役社長 社長執行役員 樋口 康二郎

2022年3月30日付け東北電原設第15号をもって申請しました使用前確認申請書(2022年10月31日付け東北電原設第4号,2023年3月3日付け東北電原設第5号,2023年6月15日付け東北電原設第4号,2023年8月30日付け東北電原設第8号にて使用前確認申請書の記載内容変更について提出)の記載内容を変更しましたので,実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第15条第3項の規定により次のとおり変更の内容を説明する書類を提出します。

#### 1. 変更内容

#### 1. 1 使用前確認申請書

女川原子力発電所第2号機 使用前確認申請書番号 東北電原設第15号(2022年3月30日)

使用前確認申請書の変更の内容を説明する書類番号 東北電原設第4号 (2022年10月31日) (1回目) 東北電原設第5号 (2023年3月3日) (2回目) 東北電原設第4号 (2023年6月15日) (3回目) 東北電原設第8号 (2023年8月30日) (4回目)

### (変更前)

工事の工程

構造、強度又は漏えいに係る検査(表 2-1)

期日 自 2022年5月

至 2024年2月

場所 女川原子力発電所

東芝エネルギーシステムズ株式会社

京浜事業所

(神奈川県横浜市鶴見区末広町)

佐々木工業株式会社 岩国工場

(山口県岩国市新港町)

使用前確認を受けようとする使用前事業 者検査に係る工事の工程、期日及び場所

#### 工事の工程

主要な耐圧部の溶接部に係る検査(表 2-4)

期日 自 2022年5月

至 2024年2月

場所 女川原子力発電所

#### 工事の工程

燃料体を挿入できる段階の検査(表 2-7)

期日 自 2022年5月

至 2023年11月

場所 女川原子力発電所

東芝三菱電機産業システム株式会社

府中事業所

(東京都府中市東芝町)

株式会社神戸工業試験場

播磨事業所

(兵庫県加古郡播磨町)

#### 工事の工程

臨界反応操作を開始できる段階の検査(表 2-8)

期日 自 2022年5月

至 2024年2月

場所 女川原子力発電所

#### 工事の工程

工事完了時の検査(表 2-9)

期日 自 2022年5月

至 2024年4月

場所 女川原子力発電所

## 工事の工程

基本設計方針検査(表 2-10)

期日 自 2022年5月

至 2024年2月

場所 女川原子力発電所

#### 工事の工程

品質マネジメントシステムに係る検査(表 2-11)

期日 自 2022年5月

至 2024年4月

場所 女川原子力発電所

# 申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期

2024年4月

### ■使用の期間

自 2023年11月

至 本申請に基づく,使用前確認証交付日

原子炉本体に係る工事の場合であって原子炉本体を試験のために使用するとき又は発電用原子炉施設の一部が完成した場合であってその完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにあっては、その使用の期間及び方法

#### ■使用の方法

燃料体を挿入できる段階において、原子炉内に 燃料体を挿入し、炉内構造物他の健全性を確認 する。その後、臨界反応操作を開始できる段階 において、原子炉を臨界にさせ、原子炉本体に 異常がないことを確認しながら出力を上昇し、 定格熱出力状態において、原子炉本体含めプラ ント全体の健全性を確認する。

なお、使用にあたっては原子炉施設保安規定に 基づき運転する。

#### (変更後)

工事の工程

構造、強度又は漏えいに係る検査(表 2-1)

期日 自 2022年5月

至 2024年5月

場所 女川原子力発電所

東芝エネルギーシステムズ株式会社

京浜事業所

(神奈川県横浜市鶴見区末広町)

佐々木工業株式会社 岩国工場

(山口県岩国市新港町)

#### 工事の工程

主要な耐圧部の溶接部に係る検査(表 2-4)

期日 自 2022年5月

至 2024年5月

場所 女川原子力発電所

#### 工事の工程

燃料体を挿入できる段階の検査(表 2-7)

期日 自 2022年5月

至 2024年2月

場所 女川原子力発電所

東芝三菱電機産業システム株式会社

府中事業所

(東京都府中市東芝町)

株式会社神戸工業試験場

播磨事業所

(兵庫県加古郡播磨町)

#### 工事の工程

臨界反応操作を開始できる段階の検査(表 2-8)

期日 自 2022年5月

至 2024年5月

場所 女川原子力発電所

## 工事の工程

工事完了時の検査(表 2-9)

期日 自 2022年5月

至 2024年6月

場所 女川原子力発電所

使用前確認を受けようとする使用前事業 者検査に係る工事の工程、期日及び場所

#### 工事の工程

基本設計方針検査(表 2-10)

期日 自 2022年5月

至 2024年5月

場所 女川原子力発電所

#### 工事の工程

品質マネジメントシステムに係る検査(表 2-11)

期日 自 2022年5月

至 2024年6月

場所 女川原子力発電所

# 申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期

#### 2024年6月

#### ■使用の期間

自 2024年2月

至 本申請に基づく,使用前確認証交付日

原子炉本体に係る工事の場合であって原子炉本体を試験のために使用するとき又は発電用原子炉施設の一部が完成した場合であってその完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにあっては、その使用の期間及び方法

#### ■使用の方法

燃料体を挿入できる段階において、原子炉内に 燃料体を挿入し、炉内構造物他の健全性を確認 する。その後、臨界反応操作を開始できる段階 において、原子炉を臨界にさせ、原子炉本体に 異常がないことを確認しながら出力を上昇し、 定格熱出力状態において、原子炉本体含めプラ ント全体の健全性を確認する。

なお、使用にあたっては原子炉施設保安規定に 基づき運転する。

(下線部は変更部分)

- 1. 2 添付書類(1)工事の工程に関する説明書 添付書類のとおり
- 1.3 添付書類(2)工事の工程における放射線管理に関する説明書変更なし
- 1. 4 添付書類(3)施設管理の重要度が高い系統、設備又は機器に関する説明書変更なし
- 1.5 添付書類(4)原子炉本体の試験使用を必要とする理由を記載した書類変更なし

## 2. 変更理由

工事の工程の変更に伴い,「使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所」,「申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期」および「原子炉本体に係る工事の場合であって原子炉本体を試験のために使用するとき又は発電用原子炉施設の一部が完成した場合であってその完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにあっては、その使用の期間及び方法」を変更する。

以上

# (変更前)

# 工事の工程に関する説明書

年月		2022年 2023年														202	2024年									
項目	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
	3	4	5	6	1		9	10	111		1 工事期		前事業 前事業 前事業 前事業 前事業	者検査者検査 者検査	五 (表 ) 五 (表 ) 五 (表 ) 五 (表 )	2-1) 2-4) 2-7) 2-8) 2-9)		8	9	10	11	12	1	1	_	4
												· 使用 	· 前事業   	· 者検査   	を (表:	2-11)										

## (変更後)

# 工事の工程に関する説明書

年月	2022 年											2023 年													2024年					
項目	3	4	5	6	7	8	9	10	11	1	12 1	2		3 4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6		
項目 発電用原子炉施設に係るもの 原子炉本体 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 原子炉冷却系統施設 計測制御系統施設 放射性廃棄物の廃棄施設 放射性廃棄物の廃棄施設 放射線管理施設 原子炉格納施設 その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備 常用電源設備 補助ボイラー 火災防護設備	3	4	5	6	Т	T .	9	10	11		12 1	工事 使用 使用 使用	期前前前前	事業者検査事業者検査事業者検査	至 (表 ) (表	6 2-1)	1	8	9	10	11	12	1	2	Т	1	5	6		
次次的護設備 浸水防護施設 補機駆動用燃料設備 非常用取水設備 緊急時対策所			<b>+</b>									使用	前: 	事業者検査事業者検査	董 (表	2-10)														